

# 令和4年度 第2回佐治地域振興会議

日時：令和4年5月30日（月）午後6時30分～  
場所：佐治町総合支所 2階 大会議室

## [日程]

1. 開 会

2. あいさつ

### 3. 協議・報告事項

(1) トスク佐治店等の状況聞き取り、協議について ・・・ 資料1

(2) 買い物施設運営等の先進地事例について ・・・ 資料2

(3) 空き家対策について ・・・ 資料3

(4) その他

4. 閉 会

## 佐治地域振興会議委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

	新規 継続 の別	氏 名	選出 区分	現職、前職等の略歴
会長	継	小谷 繁喜	1号	現・1号地域振興会議委員 佐治町自治連合会会长
副会長	継	下石 聰子	2号	現・2号地域振興会議委員 前佐治町連合婦人会会长
	継	田中 早雄	1号	現・1号地域振興会議委員 佐治町まちづくり協議会副会長
	継	西尾 寛茂	2号	現・2号地域振興会議委員 佐治町支部老人クラブ会長
	継	岸田 みち代	2号	現・2号地域振興会議委員
	新	谷口 輝男	2号	JA鳥取いなば佐治支店果実部副部長
	継	岡村 裕司	2号	現・2号地域振興会議委員 鳥取県因州和紙(協)理事
	新	井上 茜	2号	佐治小学校PTA保護者
	新	西尾 正道	2号	さじ民話会会員
	継	福安 道則	3号	現・3号地域振興会議委員
	継	無替 幸夫	3号	現・3号地域振興会議委員
	継	竹村 智行	3号	現・3号地域振興会議委員

\* 選出区分

1号委員 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人

2号委員 学識経験を有する人

3号委員 公募により選任された人

佐治町総合支所	
支所長	下田 俊介
副支所長兼地域振興課長	下石 直生
市民福祉課長	飯田 弘文
産業建設課長	竹本 浩一
地域振興課課長補佐	倉持 修

## トスク佐治店等の状況聞き取り、協議について

- |         |                |              |     |
|---------|----------------|--------------|-----|
| 1. 対応者  | (JA 側対応)       | JA いなば佐治店 店長 | 米山氏 |
|         | (支所側対応)        | 佐治町総合支所地域振興課 | 下石  |
| 2. 実施日  | 令和4年5月17日(火)   |              |     |
|         | 令和4年5月21日(金)   |              |     |
| 3. 実施方法 | 架電にて聞き取り、協議を実施 |              |     |

### 1. 聞き取り、協議内容について

#### (1) JA いなば佐治店への聞き取り、協議について

- ①4/28 開催の佐治町地域振興会議にて、新聞報道でのトスク施設の整理統廃合についての記事について質問あり。鳥取市(佐治町総合支所)としても、JA を通じて状況把握と情報共有が行いたいと考えている。(支所)
- ②この件について、JA 佐治店と西尾理事で協議を行っており、トスクの責任者(取締役等)からの説明を受ける場を設けるように検討している。(JA 佐治店)
- ③トスク佐治店は、佐治町内の重要生活インフラであり、存廃により住民への影響が大きいと考えている。(支所)
- ④仮に廃止などとなると影響も大きい。しっかりと住民への情報の提供が必要と考えているので、トスク側と意見交換や情報共有の場の設定をお願いしたい。(支所)
- ⑤上記④について、(理事等のスケジュールを勘案し)6月くらいに、情報提供・協議の場を設定したい。支所にもご協力いただきたい。(JA 佐治店)

#### (2) その他 (ガソリンスタンド(佐治店)の状況について)

- ①トスクと同様に今後の方針についてはまだ示されていない。(JA 佐治店)
- ②消防法の関係で、次回施設更新時に多額の改修費を要することが予想されている。  
(JA 佐治店)

## 【資料2】

### 買い物施設運営等の先進地事例について

事例No.	地域	取組内容	運営団体
10	兵庫県神河町長谷地区	村営ふれあいマーケット（ヤマザキショップ加盟） ガソリンスタンド運営、行政窓口業務受託	株式会社長谷
11	奈良県川上村	移動販売、コープ宅配代行、ガソリンスタンド運営	一般社団法人かわかみらいふ
13	島根県雲南市掛合町波多地区	はたマーケット運営（全日食チェーン加盟）	波多コミュニティ協議会
14	岡山県津山市阿波地区	あば商店（ヤマザキショップ加盟）、移動販売 ガソリンスタンド運営	合同会社あば村

## 事例No.10

かみかわちょうはせちく

### <兵庫県神河町長谷地区>「村営ふれあいマーケット長谷店」他

交通	観光・交流	環境保全	行政窓口	特産品
店舗	飲食店	GS	買物支援	防災
医療	福祉	子育て	教育	その他

○地区の約300世帯が出資して設立した「株式会社長谷」が、撤退した日用品や食料品を販売する店舗とガソリンスタンドを引き継いで運営。

JJAの金融移動車の誘致や交流の場づくり、役場の窓口機能の提供、店舗利用者の送迎支援などにより、住民の生活を支える機能を集積。

○店舗の経営安定化に向けて、店舗利用者の送迎や喫茶・イベントにより売上の増加を図るとともに、大手コンビニチェーンに加盟することで、

品揃えの改善や効率的な運営に向けて努力し、町も支所「センター長谷」の証明書交付業務を委託するなど支援。

#### 地域概況

- 人口785人、288世帯、高齢化率41%（H27）
- 兵庫県のほぼ中央部にあり、県内で最も人口の少ない神河町の中心部より約6kmの山中に位置
- 地区内に関西電力大河内水力発電所が立地
- H17に長谷地区のある大河内町と神崎町が合併
- H19にJJA店舗とガソリンスタンドが撤退。支所の統廃合も検討され、生活サービスの維持が懸念
- 地区内に2校あった小学校はH24に統合

町の地域コミュニティ政策

- コミュニティの主体である自治会による活動を支援

#### ガソリンスタンドの運営

- 地区の全世帯が出資して株式会社を設立し、ガソリンスタンドを運営。



#### 店舗「村営ふれあいマーケット長谷店」の運営

- 住民向けの日用品や食料品を販売。
- 兵庫県の「県民交流広場事業補助金」を活用し、店内にコミュニティスペース「ふれあい会館」を併設。
- 週2回、JAの金融移動車が店舗の敷地で営業。
- H25に、品揃えの改善や効率的な運営に向けて、大手コンビニエンスストアチェーンに加盟。

#### 取組内容

#### 「センター長谷」の窓口業務の展開

- 住民利便性の向上と会社の経営安定化に向けて、神河町から役場支所「センター長谷」の住民票等の証明書交付業務を受託（H22～）。

#### 買い物客の送迎サービス等

- 「ふれあいマーケット」を拠点に、買い物客等利用者の送迎サービスを週2回実施（H23～）。
- 高齢者の引きこもり対策として、「ふれあい喫茶」を毎月実施（H23～）。
- 移動支援の送迎サービスから宅配サービスや高齢者安否確認等へも事業を拡大。

#### 運営体制



#### 主な国の支援策

- 電源立地地域対策交付金（資源エネルギー庁、H28）

## きっかけ

- ・地区の人口減少と高齢化が進み、H19にスーパー2店舗とガソリンスタンドが撤退。

## 有志で話し合い、地域に働きかけ

### 住民有志による話し合い【H19】

- ・店舗等の撤退予告を受け、長谷地区ダム対策協議会内の住民有志の組織「長谷地区の振興を考える会」において話し合いを開始。
- ・地域による運営に向けて、視察などを通して検討を深め、買物の場のみならず地域の活性化に向けて店舗を運営することを決定。

### ①株式会社長谷を設立【H19】

- ・ガソリンスタンドとして責任ある経営に向けて、地区内の全世帯が出資して株式会社を設立。
- ・ガソリンスタンドの運営に加え、地区内で、「ふれあいマーケット」2店舗（長谷店、川上店）を経営。
- ・店舗には、コミュニティースペース「ふれあい会館」を併設。



- ・JAが金融移動車により店舗の敷地内で営業

## 今後の展望

- ・暮らし続けられる環境づくりを引き続き推進。
- ・店舗経営を核に、これからも様々なアイデアを出しながら、課題の解決と地域活性化の推進を目指していく。

- ・H29に神河町が、砥峰高原への立ち寄り拠点（道の駅）として大型観光バス駐車場を拡張するとともに、公衆トイレを設置。

### ③大手コンビニチェーンに加盟【H25～】

- ・流通ネットワークの活用による品揃えの改善や効率的な運営に向けて、大手コンビニチェーンに加盟。



- ・ガソリンスタンドは黒字だが、店舗は利用者が少なく累積赤字の状態。

- ・H22から神河町が、住民の利便性の向上と株式会社の経営の安定化に向けて、役場支所の住民票等の証明書交付業務を委託。

## 収益事業の積極展開

### ②収益確保に向けた取組の積極展開【H22～】

- ・店舗経営の継続に向けて、積極的に収益拡大に向けた取組を展開。

- 店舗利用者増に向け、週2回、自宅から店舗まで送迎(H23～)。
- 高齢者の引きこもり対策として、「ふれあい喫茶」を毎月実施(H23～)。店舗の売上増にも寄与。
- その他、ふれあい市、収穫祭など各種イベントを開催。



## 事例No.11 <奈良県川上村> 「川上村ふれあいセンター」

交通	観光・交流	環境保全	行政窓口	特産品
店舗	飲食店	GS	賃物支援	防災
医療	福祉	子育て	教育	その他

- 川上村が中心となって設立した「一般社団法人かわかみらいふ」が、「川上村ふれあいセンター」の指定管理業務を受託して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、出張診療所、カフェ運営、移動スーパー、コープ宅配代行など、各種生活サービスを提供。
- 川上村ふれあいセンターでの各種事業と、廃業を機に村に寄付されたガソリンスタンドを併せて運営することで、若者の雇用を創出するなど地域内の経済循環を高めながら、村民の暮らしを互いに支え合い続けられる仕組みを構築。

### 地域概況

- 人口1,407人、798世帯、高齢化率57%（H31）
- 奈良県南東部、吉野川（紀ノ川）の最上流部に位置
- 鉄道駅からのバスは1日4往復（休日運休）、所要約50分
- 山林が約95%を占め、吉野杉の産地として栄え、水源地の森として保全
- 若者の転出に加えその親が呼び寄せられる形で人口が減少
- 高度成長期以降、村内の生活サービス施設が徐々に廃業

### 取組内容

#### 川上村ふれあいセンターの運営

- 川上村から「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
  - ・図書館分室やコミュニティの自主活動の場の提供
  - ・コミュニティカフェの運営
- 出張診療・地域包括ケアの拠点にもなっている。



#### 移動スーパーの運営・コープ宅配代行

- 隣町にあるスーパーと連携し、食料品などを移動販売車「かわかみらいふ号」で巡回販売。
- コープの宅配も代行し、日用品や生活雑貨などを中心に戸別宅配を実施。

#### ガソリンスタンドの運営

- 廃業後に川上村が引き継いだガソリンスタンドを「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
- 村民限定サービスによる収益の還元や事業用燃料販売等により、従来、村外に流出していたお金を地域内で循環させることを意識して事業を展開。

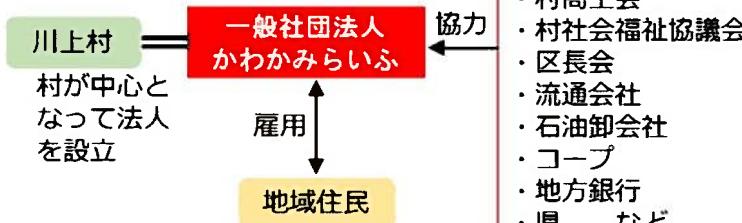
#### 訪問見守り・お助け事業の運営

- 移動スーパーに看護師が同行し、高齢者等への声かけ・見守り、生活サポート等を実施。
- 移動スーパーの営業場所で、雪かきや健康教室など、集落の主体的な活動が始まる。

### 村の地域コミュニティ政策

- H28に、移住・定住促進策として、特に東部地域での日常生活の不便さの解消に向けて、村が中心となって「一般社団法人かわかみらいふ」を設立

### 運営体制



### 主な国の支援策

- ・地方創生加速化交付金（内閣府、H28）
- ・過疎地域等ネットワーク圈形成支援事業（総務省、H28）
- ・石油製品流通網再構築実証事業（経済産業省、H29）
- ・過疎対策事業債（総務省、H30）

## きっかけ

- ・若者の転出に加え、その親が高齢になると子どもに呼び寄せられる形で人口が減少。
- ・村内の生活サービス施設が軒並み廃業。

・H25から川上村役場の若手職員が移住・定住促進プロジェクトとして、「小さな拠点」の整備による村民生活サポートについて提案し、「川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点事業に決定。

- ・川上村が役場職員を派遣し、組織設立と運営を支援。

- ・H27に川上村が、「小さな拠点」の整備と運営に向けて、住民や関係団体等による一般社団法人の設立を決定。
- ・住民に十分に事業について理解してもらえるよう、役場職員が各集落で説明と意見交換を繰り返し実施。

## ①一般社団法人かわかみらいふの設立【H28】

- ・川上村が中心となって一般社団法人かわかみらいふを設立。川上村ふれあいセンターの指定管理業務を受託するなど各種生活サービスを展開。

### 「かわかみらいふ」の実施事業

- 移動スーパー、宅配代行**：商品宅配時に、高齢者などに声かけ・見守りを併せて実施
- コミュニティカフェ**：住民の交流の場
- 健康づくり**：医師・看護師の出張診療や保健師らの健康教室を展開



## 住民生活のために事業を発展

### ③地域課題解決事業の拡大 【H29~】

- ・展開中の事業について、さらに住民へのサービスの向上を図るため、実施方法を改良・充実して展開。

- H29に、移動スーパーに看護師が同行して高齢者の見守り機能を強化。
- H30に、村の東部地区限定だった宅配代行の範囲を村全域へ拡大。



## 地域内経済循環を高める

### ②ガソリンスタンドの継業【H29】

- ・H28に、住民、県・村、業界団体、石油類販売企業等による国内初の協議会を設置し、事業継承や村の生業づくりの仕組みの検討とガソリンスタンドの整備を実施。
- ・ガソリンスタンドは、廃業した経営者から川上村が寄付を受けた後、一般社団法人かわかみらいふが指定管理業務を受託。
- ・若者らの雇用を創出するとともに、収益をサービスの向上に活用することで地域の経済循環を高めている。



## 今後の展望

- ・住み続けられる仕組みづくりとして、買い物支援以外のサービスや高齢者の生きがいづくりにも取り組む。
- ・村民ひとり一人の生きがいと役割づくりを進め、地域で支え合うコミュニティを支援。

## 事例No.13 <島根県雲南市掛合町波多地区> 「はたマーケット」他

交通	観光・交流	環境保全	行政窓口	特産品
店舗	飲食店	G S	買物支援	防災
医療	福祉	子育て	教育	その他

- 廃校となった小学校を活用した「波多交流センター」の指定管理業務を「波多コミュニティ協議会」が受託し、高齢者等を中心としたサロンや週に一度の喫茶デーなどを開催するとともに、地域内交通を担い高齢者等の移動を支援。
- H26に地区唯一の個人商店が閉店となり、高齢者等の買い物が不便となったことから、協議会が交流センター内に店舗「はたマーケット」を開設して運営を開始。

### 地域概況

- 人口317人、139世帯、高齢化率52.4% (H27)
- 雲南市の南西端に位置する山あいの地区で、以前は宿場町として発展
- 人口はS30頃をピークに減少
- H20に小学校が廃校となり活用方法が課題に
- H26に、地区で唯一の個人商店が閉店

### 市の地域コミュニティ政策

- H16の6市町村の合併の際、集落機能を補完する新たな自治組織の確立と地域の主体性に基づく組織化に向けて「地域自主組織」の方向性を提示
- H17~19に、市内全域で地域自主組織の設立を支援

### 取組内容

#### 波多交流センターの運営

- H22より雲南市から波多交流センターの指定管理業務を「波多コミュニティ協議会」が受託し、住民の交流につながる様々な取組を実施。
  - ・サロン：買い物に来た高齢者が、お茶を飲みながら交流できるよう各種催しを開催
  - ・喫茶デー：ほぼ週に一度、高齢者等が気軽に交流できる場を提供
  - ・自主防災会を設置し「くらしの安心カード」などを整備

#### 地域内交通「たすけ愛号」の運営

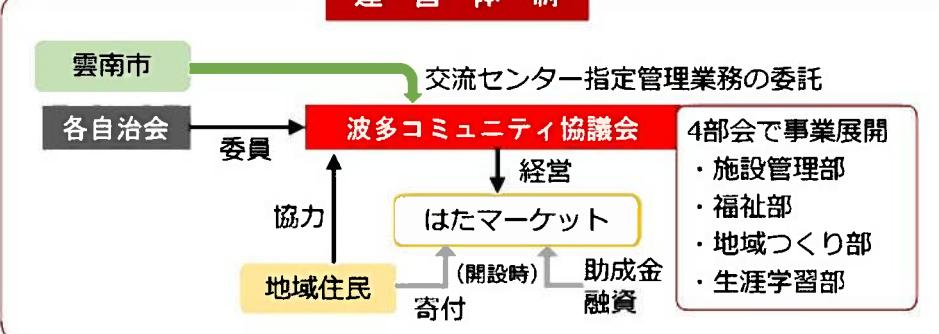
- 高齢者等の移動支援として、コミュニティ協議会が所有する車「たすけ愛号」で無料送迎を実施。
- ・協議会は、車を所有(登記)するために認可地縁団体を取得

#### 「はたマーケット」の運営

- H26に地区に商店がなくなったことを受け、波多コミュニティ協議会が管理する波多交流センター内の教室1室を利用して店舗を開設し、運営を開始。
- 開設以来、採算ベースに乗せて運営。(一日平均売上約5万円)



### 運営体制



## 組織の立ち上げ 【S57】

- ・波多自治会を改編し、小学校区単位の波多コミュニティ協議会を結成。

### きっかけ

- ・H17～19に、雲南市が市内全域で地域自主組織の設立を支援。

### ①地域自主組織へ移行【H18】

- ・波多地区では従前の波多コミュニティ協議会が地域自主組織へ移行。

- ・H20に小学校が廃校。

### 地域の資源と課題を再点検

### ②地区の点検と話し合い【H20】

- ・ワークショップ形式で集落点検を行い、住民の意識を高めつつ、計画を策定。
- ・計画では、様々な事業アイデアを位置づけ、協議会と住民が協力して事業を展開。



- ・H22に、雲南市が公民館条例を廃止して「交流センター」とし、各地域自主組織に指定管理業務を委託。

### 地域の課題を協議会で解決

### ③波多交流センターの運営【H22～】

- ・波多コミュニティ協議会が交流センターの指定管理業務を受託して各種事業を展開。

#### ○サロン：

高齢者を対象とした催しを開催



#### ○喫茶デー：

ほぼ週に一度、高齢者等が交流できる場を提供



- ・移動手段のない高齢者等のために、コミュニケーション協議会が所有する車で、自宅までの移動を支援。

- ・自主防災会を設置し「くらしの安心カード」などを整備。

### 今後の展望

- ・本格的な活動から約10年が経ち、担い手の高齢化に伴う次世代の担い手確保・育成が課題。
- ・様々な生活支援サービス等を複合化させ、地域全体での最適化を目指す。

### ④「はたマーケット」の運営【H26～】

- ・雲南市から、過疎地向け店舗も展開している全日食チェーンを紹介され、協議会が店舗運営について検討・協議を開始。
- ・助成金や融資、地区住民からの寄付金などを基に、交流センター内に店舗を開設。
- 店舗には生鮮品や加工品、日用品など約970品目の品揃えがあり、酒類も販売
- 品揃えはPOSレジシステムで管理
- 店舗の隣に喫茶スペースを用意し、住民同士や来訪者との交流を促進



- ・H26に地区唯一の商店が閉店。

## 事例No.14 <岡山県津山市阿波地区> 「あば商店」他

交通	観光・交流	環境保全	行政窓口	特産品
店舗	飲食店	GS	買物支援	防災
医療	福祉	子育て	教育	その他

- 「あば村運営協議会」が複数の実行組織と連携して、地域住民の生活を支える施設群（商店・ガソリンスタンド、農産物加工施設、温泉・交流館）を運営するとともに、地域住民の移動手段の確保のための公共交通空白地有償運送事業を実施。
- 「あば村運営協議会」のもと、各実行組織が事業内容や実施方法を決定することで、地域課題に迅速かつ柔軟に対応した事業を展開。

### 地域概況

- 人口505人、219世帯、高齢化率46.1%（H31）
- 津山市街地へは車で約1時間、直通のバスではなく、途中の加茂支所での乗り換えが必要
- 阿波地区は旧阿波村を範囲とし、H17に津山市に編入合併
- 地区内の幼稚園はH25に休園、H26には小学校が閉校
- 地区唯一の商店とガソリンスタンドはH26に撤退
- H27には市役所支所も規模縮小となり、生活サービス水準が大幅に低下

### 市の地域コミュニティ政策

- H20から、行政との協働により地域課題の解決や活性化に取り組む「住民自治協議会モデル事業」を展開

### 取組内容

#### 商店・ガソリンスタンドの運営

- 「合同会社あば村」が、日用品等を販売する商店とガソリンスタンドを運営。商店は、住民が野菜等を委託販売できるとともに、交流の場としても機能。
- 移動販売による買い物支援も実施。



#### あば温泉・交流館の運営

- 「公益財団法人津山市都市整備公社」が、市から指定管理業務を受託して、温泉施設と食堂を併設した宿泊施設（あば温泉・交流館）を運営。



#### 農産物加工施設の運営

- 津山市が旧小学校を改修した農産物加工施設を、「一般財団法人あばグリーン公社」が運営。
- 地域の加工グループが農産物加工品を製造・販売。



#### 公共交通空白地有償運送の実施

- 「NPO法人工コビレッジあば」が、H24に福祉有償運送から切り替え公共交通空白地有償運送を実施。
  - ・月に約100人が利用



### 運営体制

- ・それぞれの実行組織が各部を担い、異なる分野同士の事業を複合させながら、各拠点施設を運営。

#### あば村運営協議会

設立・運営支援 津山市

#### 事務局等



### 主な国の支援策

- ・農山漁村振興交付金（農林水産省,H28～30）
- ・過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省,H28）
- ・SS過疎地対策検討支援事業（経済産業省, H30）

## きっかけ

- ・H17に、阿波村が津山市に編入合併され、その後、人口が急速に減少。
- ・H20に、津山市が「住民自治協議会モデル事業」のモデル地区を募集。

- ・連合町内会阿波支部で「阿波まちづくり協議会」を設立し、津山市のモデル事業を実施。

## 今後の展望

- ・取組を広く発信し、外部との交流を進めることで移住・定住の拡大を目指す。
- ・「地域総合商社」的役割を担うよう、小水力発電事業などの事業を展開。

H23以降、のべ28世帯53人が移住・Uターン(H30)。

## ①エコビレッジ阿波推進協議会の設立【H23】

- ・阿波まちづくり協議会が中心となって地域の将来像について話し合い、「エコビレッジ阿波構想」を策定。
- ・推進母体として「エコビレッジ阿波推進協議会」を設立し事業を展開。

- ・ゴミ減量などの環境率先行動
- ・アヒル農法の実証実験
- ・木の駅プロジェクト（間伐材を燃料）
- ・公共交通空白地有償運送事業（NPOを結成）



## 施設のあり方に関する議論【H24～26】

- ・撤退や規模縮小が進む公共・公益施設のあり方を、市職員が主導して、地元団体・個人や専門家で議論。

- ・H25に幼稚園が休園。

- ・H26に小学校が閉校、JAの店舗とガソリンスタンドも撤退。

## 新たな地域づくりを内外に宣言

### ②あば村運営協議会の設立【H26】

- ・エコビレッジ阿波推進協議会を基に「あば村運営協議会」を設立し、自らの手で新しい村をつくる決意として「あば村」を宣言。
- ・5つの部を設置し役場の組織を模した「あば村」を運営する体制を構築。
- ・特に、移住者の確保に向けて、地域情報を発信するとともに、空き家調査を行って「津山市住まい情報バンク」に積極的に登録。



## ④農産物加工施設の運営【H29】

- ・一般財団法人あばグリーン公社が運営し、加工グループが生産事業を展開。
- ・昔ながらの食・暮らしを「あば村ブランド」としてブランド化。



## ③あば商店の運営【H26】

- ・合同会社あば村を設立して、店舗とガソリンスタンドを運営し、事業を組み合わせることで収益性を向上。
- ・地域生活支援と見守りのプラットフォームとしての機能も發揮。





# あ ば 岡山県津山市阿波地域

## 住民と企業と行政が力をあわせて 人口減少・高齢化に対応した地域運営体制を構築

平成17年に津山市との合併により、115年続いた阿波村は津山市阿波村となりました。それ以降も、人口減少や高齢化が続き、生活に必要な施設の維持が難しい局面もありましたが、平成22年より、住民、企業、行政が力をあわせて新たな地域運営体制づくりを始め、生活に必要な施設の継続や充実、移住者の受け入れ、产品販売などに取り組んでいます。



### Step 地域運営の仕組みづくりのステップ

#### step.1 共有

#### 合併を契機に 地域の危機感高まる！

平成17年、阿波村が津山市と合併し、人口減少が加速。地域がなくなるのではないかという住民の危機感が高まりました。住民、企業、行政、大学等も参画し、今後の阿波のまちづくり、地域運営体制の方向性について協議を開始しました。

#### これまでの地域のあゆみ

H17	旧阿波村と津山市が合併
H22	阿波のまちづくりの協議を開始
H24	「新しい村のかたち検討委員会」を設立
H26.2	合同会社あば村を設立
H26.4	あば村運営協議会を設立 あば村宣言を発表 JAの小売店とガソリンスタンドが撤退
H26.6	合同会社によるガソリンスタンド、 小売店の運営開始
R元	移動販売サービスを開始

#### step.2 体制

#### まちづくりを担う組織を設立

一方、小学校の閉校や地域内唯一のガソリンスタンドの撤退などが決まり、安心して住み続けるために必要な施設がなくなることに。そこで、地域の中心部に集まっている公共・公益施設の役割を検討するため、「新しい村のかたち検討委員会」を設置し、話し合いを実施。住民アンケートなどを行い、ガソリンスタンド継続のための会社を設立することにしました。



#### step.3 実践

#### 「あば村宣言」で地域が一体に

平成26年、合併から10年の節目に、地域一体となった取組を行なうため、住民や地域団体で構成された「あば村運営協議会」を設立。「あば村」での暮らしを守りつづけていくことを誓った「あば村宣言」を発表しました。事業の実行力やスピーディな展開をねらい、地域内の主要団体が部会運営を担う体制で活動を行っています。



#### step.4 発展

#### 複合事業で持続可能な地域づくりへ

さらに、地域での仕事や雇用を創出するため、小学校跡地を中心に農産加工施設を整備し、あば村ブランドを立ち上げました。また、交流人口の拡大や移住・定住促進にも力を入れ、都市農村交流や空き家情報のデータベース化などの活動も行っています。今後は、再生エネルギーを活用した事業にも取り組んでいく予定です。

# Data

人口494人(高齢化率44.5%)

※平成27年国勢調査



## ○ 地域の特徴

- ・津山市中心部から車で約30km、40分
- ・中国山地の中腹に位置し、標高400～600mの山間地に集落が点在

## 合同会社あば村

※住民出資により設立した実践団体

### 経済活動

- ガソリンスタンド経営
- 食料・日用品小売店経営
- 移動販売の運行
- お試し住宅の運用

### 地域づくりの拠点としての活動

- 地域食堂の運営
- サロン活動
- 介護予防事業
- 朝食サービスの実施
- 住民交流活動など



## あば村運営協議会

※承認機関(住民主導の地域づくり協議会)



## Pick up

### 取組 1

**燃料・食料・日用品の販売拠点を確保!**  
**地域のライフルインとなるガソリンスタンドと小売店を運営**



J A撤退後、住民出資による合同会社を立ち上げ、施設を引き継いでガソリンスタンドと食料・日用品小売店を運営しています。燃料販売だけでは採算がとれないため、小売店も合わせて行うことで経営の安定化を図っています。令和元年からは移動販売もスタートし、地域住民の生活を支えています。

### step.1 きっかけ

平成25年、地区内唯一のガソリンスタンドと小売店(JA運営)が地域から撤退することが決定。給油と買い物ができなくなることへの地域住民の危機感が一気に高まりました。

### step.2 計画

「新しい村のかたち検討委員会」が中心となってニーズ調査を実施。住民の約7割(特に高齢者)が給油や買い物施設の存続を望んでいました。検討を重ね、地域で取り組むためには、法人が主体となって継続性のある体制をつくることや住民が当事者意識を持って運営に携わることが重要だと考え、出資者全員が社員である合同会社の設立を選択。施設をJAから引き継いで行うことになりました。

### step.3 トライ

合同会社の設立にあたり、134人の住民が出資し、平成26年に「合同会社あば村」が誕生。また、市の補助制度等を活用して2名のスタッフを雇用し、運営を開始しました。地域住民の暮らしを支えるライフルインになっています。

### step.4 これから

開設後、店舗販売だけではスタッフの雇用を継続することが厳しいため、売上を伸ばすために、令和元年から移動販売を開始しました。また、当初、小売店の商品の仕入れは地元スーパーなどから行っていましたが、品揃えの充実を図るために、同年、山崎製パン株式会社とフランチャイズ契約を締結しました。売上は徐々に伸びており、今後は住民のニーズを把握し、さらに品揃えの充実を図っていく予定です。

### 地域の声

地域で買い物や給油ができる大切な場所です。ちょっと立ち寄って他の地域の方や店員さんと話したりできる場にもなっています。



## Pick up

### 取組 2

## 買い物支援でお年寄りの暮らしを支える! 見守りも兼ねた移動販売サービス

令和元年から、食料・日用品を地域の高齢者に届けるために移動販売サービスを開始しました。月曜から金曜日まで、阿波地域と近隣1地域を対象に回っています。高齢者の見守り活動にもつながり、地域からは安心だと喜ばれています。また、灯油も配達してほしいという住民の要望があり、注文の度にガソリンスタンドから専用ローリー車で配達も行っています。住民のニーズに応えることで、地域の暮らしを守っています。



### Point

## ガソリンスタンド+食品等小売店で経営基盤をつくり、 生活支援や交流拠点としての機能を充実

合同会社あば村では、ガソリンスタンド、食品等小売店を運営する体制をつくり、それを起点に移動販売などの収益事業を拡大しています。さらに、小売店に併設されている旧JA事務所を住民が集う地域活動の拠点に位置づけ、地域食堂の運営やサロン活動、介護予防事業などを行っています。月に1回、「モーニングの日」を設け、パンとコーヒーを提供するなど、住民が集いやすい拠点づくりに取り組んでいます。住民会社ならではの視点で住民が望むサービスを事業化する活動を進めています。



### 取組 3

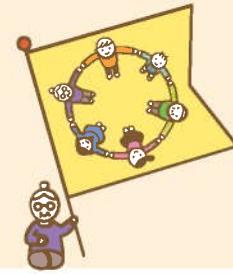
## 移住者の受け入れ基盤を整備! お試し住宅の運用

合同会社あば村では、複数の事業を組み合わせることで、収益性向上と機能強化を図っています。その1つとして、津山市の定住施策と連携した地域内のお試し住宅の運用があります。平成24年2月～令和2年3月末までに30世帯62人以上のUターン・Iターン者の受入を行ってきました。お試し住宅は単身用(1DK)2戸(15,000円/月)と、世帯用(2LDK)2戸(20,000円/月)があり、原則1年間の入居が可能で、その後は空き家を紹介しています。近年、移住希望世帯が増加しており、空き家の供給が追いつかない状況になってきています。



# Report 地域全体の活動について

## 地区内の複数団体が役割分担をして、総合的な地域づくりを展開！



### あば村運営協議会

●各団体の計画・予算等の承認機関

●役員会:会長1名、副会長3名、各部長6名、監査2名、事務局長1名

#### 生活福祉部

- 地域福祉
- 交通空白地有償運送 等

主担当  
小地域地域ケア会議  
NPOエコビレッジあば

#### 総務部

- 農地調査
- 空き家調査 等

主担当  
連合町内会阿波支部

#### 農林事業部

- 農地保全
- 農産加工品製造販売
- 公共業務受託 等

主担当  
あばグリーン公社

#### 地域商社部

- 購買・移動販売
- 地域資源を活かした商品開発
- ブランド化・販路拡大 等

主担当  
合同会社あば村

#### エネルギー事業部

- ガソリンスタンド経営
- 水力発電事業の事業化 など

主担当  
合同会社あば村

#### 農泊事業部

- 観光プログラムの開発
- 農泊の推進
- 移住支援 等

主担当  
あば村農伯推進機構

### あば村運営協議会を中心に、組織体制を整備

住民や地元団体から構成される地域づくり団体「あば村運営協議会」には、生活福祉部、総務部、農林事業部、地域商社部、エネルギー事業部、農泊事業部の6部会が設置され、様々な事業が展開されています。各部会においては、商品の仕入れや販売、情報発信などで連携し合うことで相乗効果を発揮しながら地域づくり事業に取り組んでいます。

### 合同会社あば村の役割

合同会社あば村は、小売店経営、移動販売事業、ガソリンスタンド経営などを主な事業にしていることから、あば村運営協議会の中では「地域商社部」「エネルギー事業部」の主担当として位置づけられています。

### その他の団体の役割

このほかの、4つの部会には、協議会設立前から各分野で活動していた法人や機関が主担当として参画しています。定期的に地域で必要な取組や連携を協議し、交通、農産加工、グリーンツーリズム等の事業を地域が一体となって進めています。

### 各団体が地域の承認を得て活動

これらの法人・機関はそれぞれ独立した会計で動いており、毎年事業計画を立て、あば村運営協議会の総会で承認を得た上で活動を推進しています。各活動は、あば村運営協議会の広報を通じて住民に周知され、住民をはじめ、多様な主体が参加する取組となっています。





Tottori City Official Site

本文へ ▼ 音声読み上げ 背景色 白 黄 青 黒 文字サイズ 標準 拡大 Multilingual

サイト内検索

よく探されるキーワード： 発生状況 新型コロナウイルス 入札結果 ワクチン接種 マイナンバー ごみの分別 収集曜日

トップページ

暮らしの情報  
(総合メニュー)

事業者向け情報



観光情報

外部サイト

防災・安全

手続き・届出

暮らし・環境

健康・福祉

子育て・教育

文化・スポーツ

まちづくり・  
産業

市政情報

現在の位置： [トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [暮らし・環境](#) > [住まい](#) > [空き家対策](#) > 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令の実施について(佐治町福園)

## 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令の実施について(佐治町福園)

登録日：2022年5月17日

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める特定空家等と認められる建築物の所有者に対して、令和4年5月6日付けで法第14条第3項に基づき命令を行いました。

### 対象となる特定空家等の所在地

鳥取県鳥取市佐治町福園154番、154番1、157番、158番1

### 構造

木造セメント瓦葺

### 用途

自動車整備工場

### 命令の内容

速やかに周辺飛散物ならびに脱落のおそれのある建材の撤去を行い、当該空家等すべてを解体撤去すること。

対象となる特定空家等の内部またはその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却時に発生する動産等についても措置の期限までに関係法令にしたがって適切に処理すること。

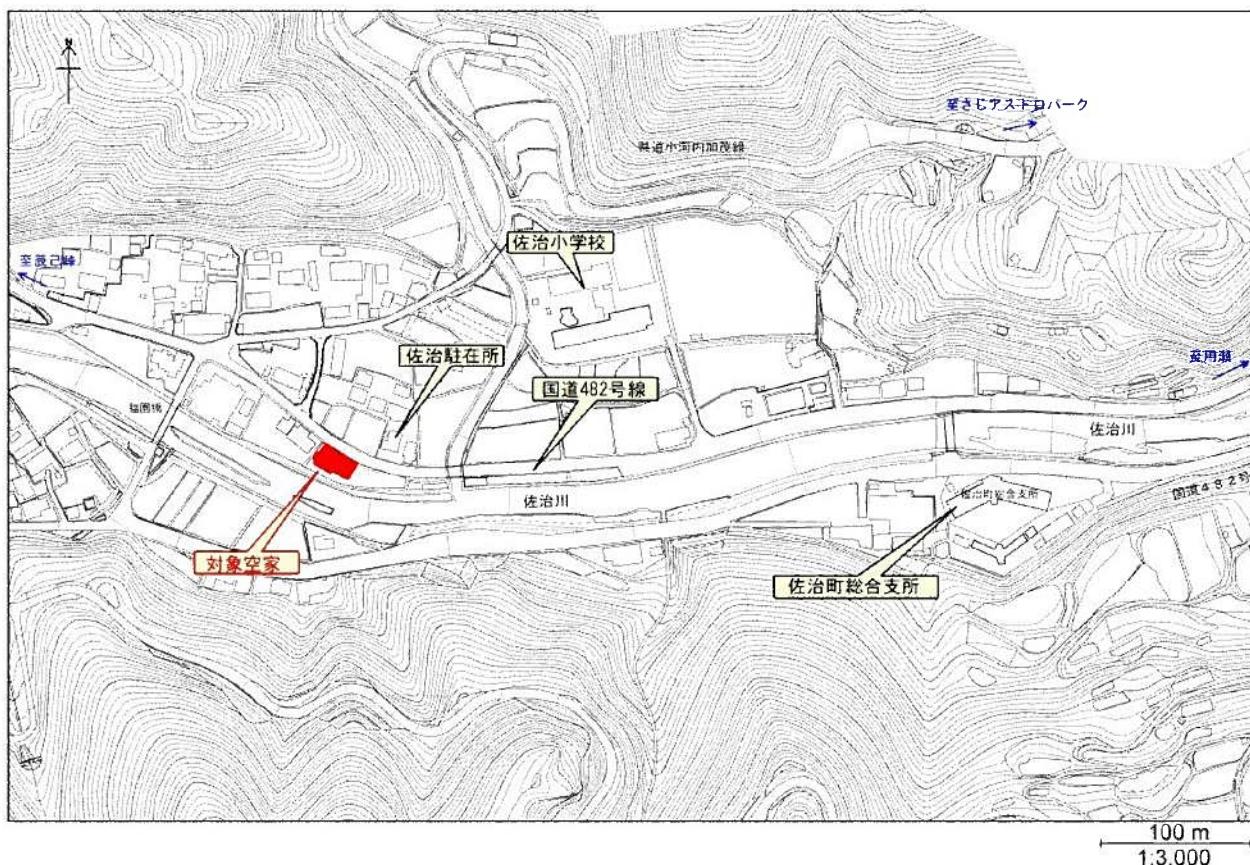
### 命ずるに至った事由

屋根や外壁等が脱落、飛散することにより近隣家屋等に被害を及ぼしている。また、屋根に大規模な崩落や柱・梁の折損や腐朽など構造耐力上主要な部分の損傷が見られ、このまま放置すると隣接する国道482号線への倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態になっている。

### 措置の期限

令和4年7月15日

位置図等





#### このページに関するお問い合わせ先

都市整備部 建築指導課

電話番号 : 0857-30-8362

FAX番号 : 0857-20-3956

#### ぜひアンケートにご協力ください

Q1. このページの内容は参考になりましたか？

- 参考になった  どちらとも言えない  参考にならなかった

Q2. このページの内容はわかりやすかったですか？

- わかりやすかった  ふつう  わかりにくかった

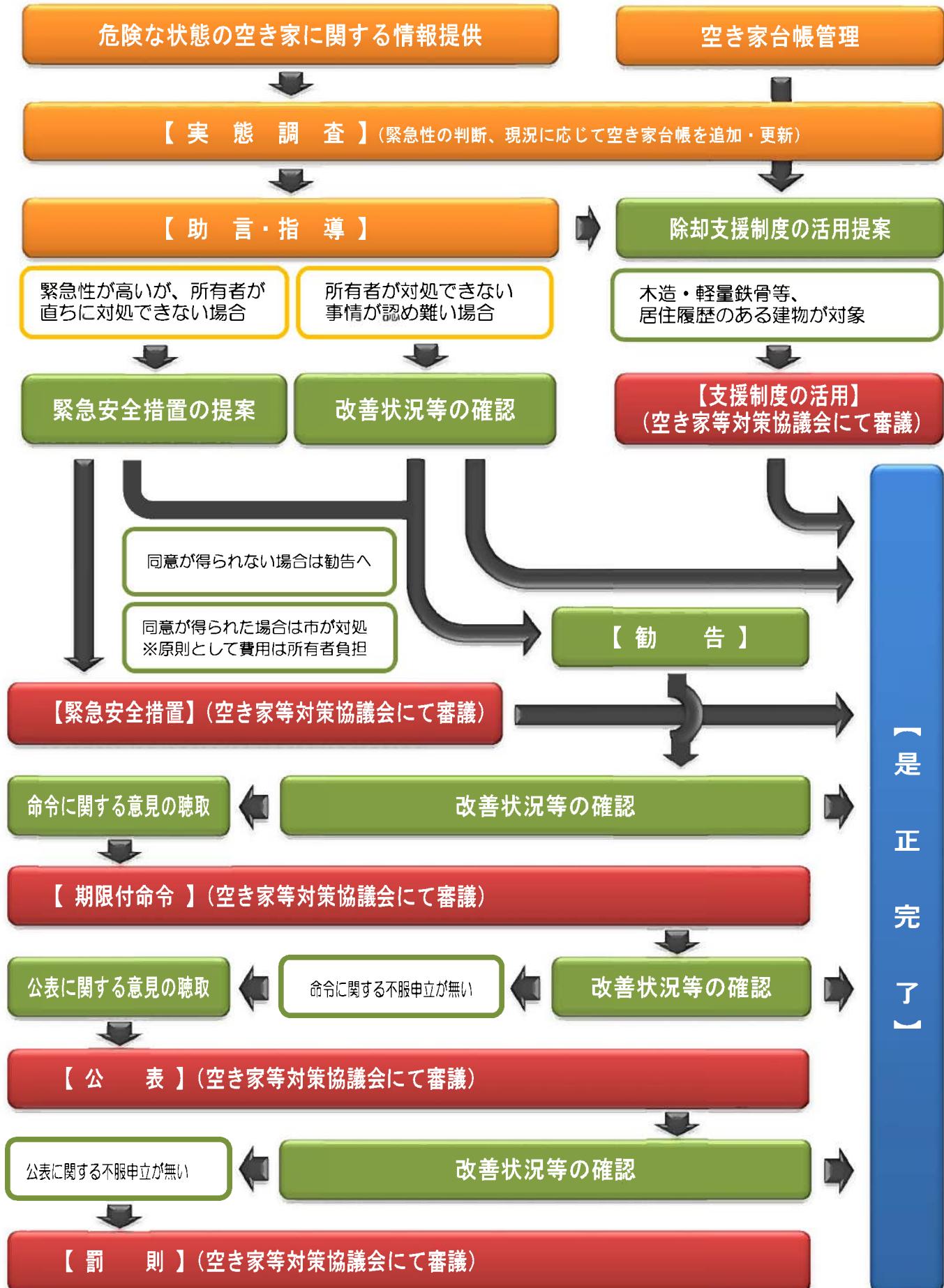
Q3. このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった  どちらとも言えない  見つけにくかった

Q4. このページはどのようにしてたどり着きましたか？

- トップページから順に  サイト内検索  その他検索サイトやSNSなどから

## 鳥取市空き家等の適正管理に関する条例対応フロー図



# あなたの建物は大丈夫？

# 空き家の維持管理を怠ると災害・事故の引き金



2012年5月末 所有者様に解体していただきました



建物の屋根材や外壁の飛散・落下による事故



不審者の侵入等による火災や犯罪の誘発



害虫、害獣による衛生状態の悪化、悪臭の発生



景観悪化によるまちの活気の低下

## 空き家の適切な維持管理を行いましょう！

老朽した空き家は、隣家ばかりでなく通行中の歩行者等に危害を及ぼす危険性があります。また、台風や地震などにより倒壊して重大な災害を発生させるおそれがあります。そうなりますと、所有者・管理者である**あなた様の管理責任**が問われることも！！

### 事故が起きる前に、早めの対応を！

- ◆ 建築の専門家に相談して、修理・改修をしましょう。
- ◆ 老朽の著しい建物については建築の専門家や解体業者に相談し、撤去処分を検討しましょう。
- ◆ 土地・建物の売却をお考えの際は、不動産業者に相談しましょう。

【解体工事】鳥取県解体工事業協同組合 ☎680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東二丁目 245 TEL : 0857-38-8571

【不動産】(公社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部 ☎680-0036 鳥取県鳥取市川端二丁目 125 TEL : 0857-27-1844



● 問い合せ先

鳥取市都市整備部

☎680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71

建築指導課

TEL : 0857-30-8362



# 平成27年5月26日より、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました！！

今後は所有する空き家を放置せず、適切な管理をしていただくことになります。

近年、全国的に長期にわたって使用されていない「空き家」が増えつつあります。なかでも、長期にわたり放置された空き家は、老朽化により倒壊等の危険性や建築材の飛散、不審者の侵入や放火、草木の繁茂による生活環境への悪影響など、近隣住民の日常生活に大きな迷惑や不安をあたえます。このような空き家（法律に基づき「特定空家等」といいます。）の発生を抑制するため、このたび国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しました。まちの景観を保ち、安心で安全な地域づくりを進めるため、空き家の適切な管理にご協力をお願いします。

## ● 法律に基づく主な措置

国の基準に基づき「特定空家等」に認められた場合、以下の法的措置が講じられますのでご注意ください。

### 助言・指導

【法第14条第1項】

特定空家等に關し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態ないものについては、除却を除く)をとるよう助言・指導します。

### 勧告

【法第14条第2項】

助言・指導を受けても状態が改善されない場合、助言又は指導を受けた者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるように勧告します。これにより土地の固定資産税の住宅特例が解除され、更地並みの課税に変更されます。

### 命令

【法第14条第3項】

勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、勧告に係る措置をとることを命じます。

### 公表

【法第14条第11項ほか】

命令をした場合においては、命令を受けた者の氏名、住所等をホームページ等で公表すると共に特定空家等の敷地に標識を設置します。(鳥取市空家等の適切な管理に関する条例第10条)

### 過料

【法第16条第1項、第2項】

命令を受けても状態が改善されない場合、命令に違反した者を50万円以下の過料に処します。特定空家等への立入調査を拒み、妨げ、忌避した者を20万円以下の過料に処します。

### 代執行

【法第14条第9項】

命令を受けても状態が改善されない場合又は改善しても十分でないと認められる場合は、義務者のなすべき行為をし、要した費用は命令を受けた者に請求します。

## ● 対象となる空き家等とは？

建築物（住宅、アパート、倉庫、店舗、工場など）又は建築物に付属する工作物であって、居住や使用がされていないことが状態であるもの及びその敷地（立木や土地定着物を含む）が対象です。

## ● 特定空家等の状態とは？

空き家等が、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適正である状態にあると認められる場合、法律に基づき必要な措置を行います。例：屋根・外壁等の脱落や飛散、庭木の繁茂、動物の発生、ごみの放置など。



●問い合わせ先 鳥取市都市整備部 建築指導課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71 TEL: 0857-30-8362

# (案)

主催: プラザ佐治の景観を活かす会

後援: 鳥取市佐治町総合支所

鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金事業

企画: 50名

## シンポジウム

「表ビル・プラザ佐治」の未知の可能性

めて、建物を活かす方策を考えたいと思います。  
それが51年。わたしたちは新たな可能性を求  
め、「プラザ佐治」は、昭和46年に過疎地で都会の  
生活文化を体験できる施設として誕生しました。



2022年 7月23日(土)  
13:30~16:30

### 基調講演

会場: 佐治町コミュニティセンター(鳥取市佐治支所内)



謡口志保氏  
一級建築士  
名古屋ビル研究会主宰



### パネルディスカッション

#### 【司会】

田中精夫  
地域史研究家  
地域おこしの原  
動力に活かした  
いと考えます。

#### パネリスト

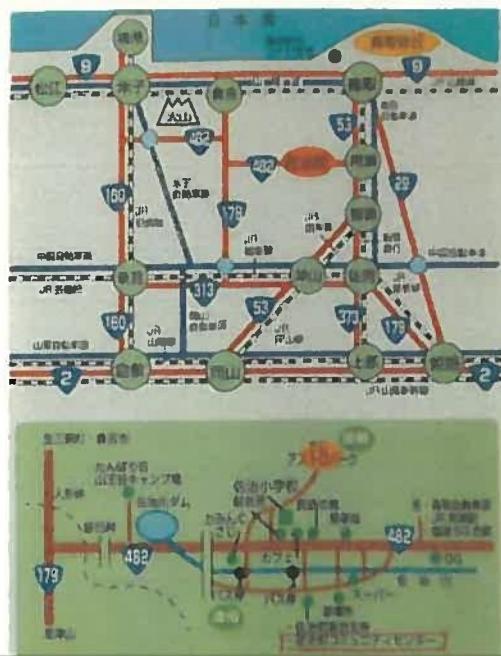
★木村 みゆき氏  
鳥取県交流人口  
拡大本部  
観光誘客  
ディレクター

#### パネリスト

★杵村優一郎氏  
一級建築士  
米子市在住  
1978年安田臣設  
計事務所入社  
現在は杵村建築  
設計事務所主宰

#### パネリスト

★阿久津和也氏  
2014年に地域  
おこし協力隊  
として  
東京より佐治町  
に1ターン



(申込先)  
【事務局】  
鳥取市佐治町総合支所地域振興課内  
担当 竹内  
(0858)88-0211

今後の総合支所の在り方について参考としたいので、次のことにご回答ください

1 総合支所にあってよかったと思う業務

2 総合支所があつてよかったと思うこと

3 総合支所に必ず必要と思う業務

4 総合支所には、必要ないと思う業務

5 その他、総合支所に関して考えること

6 利活用実績

令和3年4月1日以降に総合支所を利活用しましたか

- ・した 回数 回、 用件 ( \_\_\_\_\_ )
- ・しなかった

佐治地域振興会議 氏名 \_\_\_\_\_ (無記名でも可)

お手数ですが平成4年6月10日(金)までにご返送をお願いします。